政治資金監査報告書

令和×年×月×日

○○○○

代表〇〇〇〇殿

登録政治資金監査人　〇〇〇〇

登録番号　第　××××　号

研修修了年月日　令和×年×月×日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、○○○○の令和×年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、〇〇〇〇の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

（別記）

（１）別添の「領収書等亡失等一覧表」

（２）支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円）

（３）○○○○に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

（××月××日・××費・××××円）

・　領収書等のあて名に記載されていた名称

○○○○○○

３　業務制限

○○○○と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　　上

（別添）

領収書等亡失等一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支出の目的 | 金　　額 | 年月日 | 備　　　　　考 |
| 項　　目 | 摘　　要 |
| 何　　々 |  |  |  |  |
|  | １　何々 | 5,000 | ○. 1. 1 |  |
|  | ２　何々 | 50,000 | 〃. 3. 1 | Ａ山一郎・東京都○○区○○町○○番地 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※　本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

--------------------------------------------------------------------------------

（備考）

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。

３　収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で１件１万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。

４　会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。